

(別表)

根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容
77の35②一	6の2④、18 ⑮	適合しない旨の通知書等の交付義務違反（※1）	D	業務停止命令1月
	6の2⑤、18 ⑯	特定行政庁への報告義務違反（※1）	D	業務停止命令1月
	7の2③、18 ⑳	完了検査引受証の交付等義務違反（※2）	D	業務停止命令1月
	7の2④、18 ㉑	完了検査の期限内履行義務違反（※2）	D	業務停止命令1月
	7の2⑤、18 ㉒	検査済証の交付義務違反（※2）	D	業務停止命令1月
	7の2⑥、18 ㉓	完了検査結果の報告義務違反（※2）	D	業務停止命令1月
	7の4②、18 ㉔	中間検査引受証の交付等義務違反（※3）	D	業務停止命令1月
	7の4③、18 ㉕	中間検査合格証の交付義務違反（※3）	D	業務停止命令1月
	7の4⑥、18 ㉖	中間検査結果の報告義務違反（※3）	D	業務停止命令1月
	7の6③、18 ㉗	仮使用認定の報告義務違反（※2）	D	業務停止命令1月
	18の3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査等 （「77の35②五その他③」に係るものを除く。）	D	業務停止命令1月
	77の21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令3月
	77の22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の24①	確認検査員又は副確認検査員（大規模建築物の場合は確認検査員）以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令3月
	77の24②	確認検査員の二級建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月
	77の24③	副確認検査員の二級建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月
	77の24④	確認検査員又は副確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月
	77の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令3月

	77の28	指定区分等の揭示義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1 月
	77の29の2	業務実績等の書類の備え置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令 1 月
	77の34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
77の35②二	77の27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6 月
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令 3 月
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令 3 月
77の35②三	77の24⑤	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員又は副確認検査員解任命令に違反	A	取消し
	77の27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77の30①	監督命令違反	A	取消し
77の35②四	77の20一	確認検査員又は副確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77の20二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77の20三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77の20四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	77の20五	①代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令 6 月
		②確認検査員又は副確認検査員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令 6 月
		③業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令 6 月
	77の20六	機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画についての建築確認等の実施	B	業務停止命令 6 月
77の20七	機関としての制限業種の実施等	A	取消し	
77の20八	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令 3 月	
77の35②五	77の31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令 3 月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	77の31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		②確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	77の35②本文	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	①法第6条の2第6項、法第7条の6第4項、法第18条第19項又は法第18条第40項の規定に基づく適合しないと認める旨の通知の受領	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令
		②法第6条の2第5項、法第7条の2第6項、法第7条の4第6項、法第7条の6第3項若しくは法第18条第18項、第27項、第36項若しくは第39項の規定に基づく特定行政庁への報告又は法	D	業務停止命令 1 月

		第7条の2第3項若しくは法第7条の4第2項の規定に基づく建築主事等への通知の内容の誤り		
		③法第6条の2第1項の規定による確認、法第18条第4項の規定による審査、法第7条の2第1項、法第7条の4第1項、法第18条第23項若しくは法第18条第32項の検査又は法第7条の6第1項第2号若しくは法第18条第38項第2号の規定による仮使用の認定における著しく不適切な判断	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令3月
77の35②六	77の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注1) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35②一」は「法第77条の35第2項第1号」の意である。

(注2) 「処分事由」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおりである。

(※1) : 法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※2) : 法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※3) : 法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。